

## 平成 30 年度 第 2 回 高知市地域高齢者支援センター運営協議会

日 時：平成 30 年 9 月 27 日（木） 19 時 00 分～20 時 30 分  
会 場：総合あんしんセンター 3 階 中会議室

---

### 会 次 第

---

- 1 開会
- 2 協議事項 地域高齢者支援センター機能強化について
- 3 閉会

高知市健康福祉部 高齢者支援課

平成 30 年度 第 2 回高知市地域高齢者支援センター運営協議会資料

- 1 高知市地域高齢者支援センター運営協議会条例…………… P 1
- 2 高知市地域高齢者支援センター運営協議会委員名簿…………… P 3
- 3 高知市地域高齢者支援センターの機能強化について…………… P 4

# 1 高知市地域高齢者支援センター運営協議会条例 (平成 27 年 4 月 1 日)

## 高知市地域高齢者支援センター運営協議会条例

### (設置)

第 1 条 高知市地域高齢者支援センター（介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 46 第 1 項に規定する地域包括支援センターとして設置されたものをいう。以下「センター」という。）における事業の公正性及び中立性の確保を図り、その適切な運営を推進するため、高知市地域高齢者支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）を置く。

### (所掌事項)

第 2 条 運営協議会は、次に掲げる事項について、調査及び審議を行うものとする。

- (1) センターの設置等に関する事項
- (2) センターの運営に関する事項
- (3) センターの職員の確保に関する事項
- (4) 地域包括ケアシステムに関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項

### (組織)

第 3 条 運営協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員 9 人以内をもって組織する。

- (1) 介護保険の被保険者（第 1 号被保険者又は第 2 号被保険者をいう。）
- (2) 介護サービス又は介護予防サービスの利用者
- (3) 介護サービス又は介護予防サービスに関する事業者及び職能団体（医師、歯科医師、看護師、介護支援専門員、機能訓練指導員等で組織する団体をいう。）等の代表者
- (4) 市民の権利を擁護し、又は相談に応ずる団体等の代表者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、地域ケアに関する学識経験を有する者

### (会長及び副会長)

第 4 条 運営協議会に、会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、運営協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

### (委員の任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

### (会議)

第 6 条 運営協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

- 2 運営協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (資料提供その他の協力等)

第 7 条 運営協議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係部局その他の者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 運営協議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(その他)

第10条 この条例に定めるもののほか、運営協議会の運営について必要な事項は、会長が運営協議会に諮って定める。

## 2 高知市地域高齢者支援センター運営協議会 委員名簿

氏 名	所属団体・役職名	備 考
もりした やすこ 森下 安子	高知県立大学看護学部 教授	条例第3条第1項第5号に基づく委員
ふじい たかあき 藤井 貴章	(一社) 高知市医師会 理事	条例第3条第1項第3号に基づく委員
かわむら ふみ 川村 扶美	高知県老人福祉施設協議会 理事	条例第3条第1項第3号に基づく委員
さとう まさこ 佐藤 政子	(公社)認知症の人と家族の会高知県支部 世話人代表	条例第3条第1項第4号に基づく委員
しんめい やすこ 神明 泰子	高知市居宅介護支援事業所協議会 会長	条例第3条第1項第3号に基づく委員
なかじま ゆみ 中島 由美	社会福祉法人高知市社会福祉協議会 共に生きる課 課長	条例第3条第1項第4号に基づく委員
いよき ますき 伊与木 増喜	(一社) 高知市医師会 理事	条例第3条第1項第3号に基づく委員
たかはし ゆたか 高橋 豊	(一社) 高知市歯科医師会 副会長	条例第3条第1項第3号に基づく委員
いけなが あやみ 池永 彰美	高知市民生委員児童委員協議会連合会 監事	条例第3条第1項第4号に基づく委員

任期 : 平成 29 年 4 月 1 日 から 平成 31 年 3 月 31 日 まで

※ 高橋委員任期 : 平成 29 年 6 月 22 日 から 平成 31 年 3 月 31 日 まで

※ 藤井委員任期 : 平成 30 年 6 月 22 日 から 平成 31 年 3 月 31 日 まで

### 3 高知市地域高齢者支援センターの機能強化について